

# 上尾市水道事業管理規程第4号

上尾市水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月24日

上尾市長 畠山 稔

## 上尾市水道事業会計規程の一部を改正する規程

上尾市水道事業会計規程（昭和42年上尾市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第94条の2第3項の表B級の項中「2,000万円」を「4,500万円」に改める。

第104条第1項中「契約書」の次に「（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下同じ。）」を加え、同条第2項第10号を次のように改める。

### (10) 瑕疵担保責任

第105条第2項中「書面」の次に「（電磁的記録を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第3項中「その他これらに準ずる書類」を「その他これに準ずる書面」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規程は、令和8年1月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この規程による改正後の上尾市水道事業会計規程の第94条の2第3項の表の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う資格審査について適用し、施行日前に行った資格審査については、なお従前の例による。